

亀岡市都市計画審議会常務委員会  
議 案

(令和元年度第1回)

亀岡市都市計画審議会常務委員会  
令和元年7月30日開催  
※無断複製転載はご遠慮ください

議第 90 号

南丹都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する  
同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、南丹都市計画生産緑地地区を次のとおり  
変更する。

## 南丹都市計画生産緑地地区の変更（亀岡市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位置	面積 (ha)	備考
147	曾我部町寺万多羅	—	地区の全部廃止 (約0.16ha 廃止)
98	篠町馬堀池ノ下・南垣内	約0.14	地区の一部廃止 (約0.2ha 廃止)
99	篠町馬堀向端	約0.29	地区の一部廃止 (約0.1ha 廃止)
(既決定地区) 141地区	141地区	約34.03	上記変更に係る地区を除く
合計	141地区	約34.03	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

買取申出により行為制限が解除されたもので、生産緑地としての機能が保全されなくなった生産緑地地区の全部又は一部を廃止するため、変更を行うものである。

## 新 旧 対 照 表

	新	旧	備 考
面積 (ha)	約 34.03	約 34.49	地区の全部廃止 △約 0.16ha 地区の一部廃止 △約 0.29ha <hr style="width: 100%; margin: 0;"/> 合 計 △約 0.46ha
地 区 数	141	142	地区廃止 △1地区

## 変更理由説明書

現在、本市においては、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら市街化区域内における環境機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な市街地環境の保全を図るため、都市計画法及び生産緑地法に基づき、142地区、約34.49haを生産緑地地区として都市計画決定している。

今回、都市計画の変更を行う地区番号147は、主たる従事者の死亡により生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、農業従事を希望する者がこれを取得できるよう農業委員会に取得のあつせんを依頼したが希望がなかったため、行為制限が解除された地区を廃止するものである。

地区番号98、99は、主たる従事者の故障により生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、農業従事を希望する者がこれを取得できるよう農業委員会に取得のあつせんを依頼したが希望がなかったため、行為制限が解除された生産緑地を廃止し、地区面積を変更するものである。

なお、今回の変更により、生産緑地地区数は1地区廃止し141地区、生産緑地地区面積は約0.46ha廃止し約34.03haとなる。